

広島市告示第264号

令和8年5月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項第9号の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

令和8年4月30日

広島市長 松井 一實

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社ウェブ・エージェンシー	K A I Z U K A療育センター五日市	広島市佐伯区五日市二丁目6番4号	放課後等デイサービス
株式会社ウェブ・エージェンシー	K A I Z U K A療育センター楽々園	広島市佐伯区五日市中央四丁目5番6号	放課後等デイサービス
株式会社ウェブ・エージェンシー	K A I Z U K A療育センターハナミズキ	広島市佐伯区千同二丁目1番15号-2F	放課後等デイサービス